

労災保険指定訪問看護事業者指定の申請の手続きについて

- 新規に指定申請を行う場合に必要な書類は次のとおりです。
 1. 訪様式第1号「労災保険指定訪問看護事業者指定申請書」
 2. 健康保険法または介護保険法に係る指定通知書の写し
 3. 訪問看護ステーションの管理者が、保健師又は看護師であることを証明する書類（コピー）
 4. 指定・指名機関登録（変更）報告書（診機様式第22、23号）

- 新規指定申請にあたっての留意事項について
指定申請書等を受理した上で、指定の適否を審査した後に決定通知を行いますので、早期の指定を希望される場合は申請書等の関係書類をできるだけ早めにご提出願います。
また、申請書等については直接当局労災補償課あてにご提出下さい。

- 指定日等の取扱いについて
指定に係る審査処理には所要の期間を要しますのでご理解願います。

- 指定申請にあたっての照会先について

〒690-0841
松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階
島根労働局 労働基準部労災補償課 医療係
TEL 0852-31-1159